

予算特別委員会会議録(4)(令和5年3定)			
日 時	令和5年 9月19日(火)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時15分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、中村(誠吾)副委員長、新井田・白川・酒井・松岩・佐藤・高橋・中村(岩雄)各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、酒井委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。小貫委員が酒井委員に、白濱委員が中村岩雄委員に、橋本委員が新井田委員に、横尾委員が白川委員に、中鉢委員が松岩委員に、下兼委員が高橋委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

みらい。

○中村（岩雄）委員

◎地域の防災対策について

まず、地域の防災対策について、水害、土砂崩れと災害時の町内会館受入れについて、特に町内会館が指定避難所になっていない場合について何点かお尋ねしていきたいと思っております。

9月12日火曜日、10時50分に大雨警報が発表された小樽市では、気象庁によりますと大雨は12時から18時、50ミリメートル、18時から24時、30ミリメートル。1時間の降水量では、9時に15.5ミリメートル、11時に37.5ミリメートルということで、過去5番目の記録となりました。道路冠水、通行止め、側溝、マンホールのあふれや浸水、河川氾濫、土砂災害は入船4丁目、それから鯨御殿などで発生しました。

指定避難所になっている入船六三町会館には、市からの依頼で被害に遭われた4世帯6人の方々自主避難したと伺っております。今回の場合は、同会館が指定避難所になっており、また、日頃から町内会役員の皆さんが受入れ体制を整えていたため迅速な対応ができたものと思っております。ただ、もし指定避難所になっていない町内会館で被害に遭われた方々を受け入れることになった場合には、どうしたらよいのかという不安の声を上げる町内会があります。

そこで、災害時に自主避難する場合の市の考え方や具体的な支援などについてお聞きいたします。まず、どこの部署から町内会館での受入れの依頼連絡が来るのか、お聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の9月12日の大雨災害は、同日午後には大雨のピークは越したということが予報され、市内の全域または一定の地域に避難指示等を発令するまでの大規模な災害に発展する可能性が低いと判断したため、避難指示等ではなく、土砂崩れ発生箇所近傍の限られた地区の方々の自主避難という形で、市の指定避難所である入船六三町会館を管理する入船六三町会に、総務部災害対策室から受入れ協力を電話依頼し、自主避難者を受け入れていただきました。

○中村（岩雄）委員

総務部災害対策室からということですか。

次に、食事や宿泊の布団など、これは誰が対応するのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

今回の自主避難の場合、入船六三町会館は市の指定避難所に指定され、平素から災害備蓄品も備蓄されておりますので、今回の自主避難者の方々には、それらの備蓄品を使っていただきました。

市の指定避難所に指定されていない町内会館に自主避難の受入れ協力を依頼する場合、その際に食事や布団等に

についても確認し、市で準備するかどうかや受渡しの要領などは、今後、整理した上でお知らせをいたしたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

今後、整理をした上でということです。

それから、防災食や水、段ボールベッド、毛布、こういうものを町内会館に運ぶのは市が運んでくるのでしょうか、この辺をお聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

先ほども答弁いたしました、市の指定避難所に指定されていない町内会館に自主避難の受入れ協力を依頼する場合、その際に食事や布団等についても確認し、市で準備するかどうかや受渡しの要領なども同様に今後、整理をした上で、お知らせいたしたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

それでは、社会福祉協議会や日本赤十字社、こういったものはどのような対応、支援を行うことになるのでしょうか。いろいろケースがあるかと思えますけれども、お聞かせください。

○(総務)災害対策室安藤主幹

今回のように自主避難が必要となる程度の比較的小規模な災害においては、社会福祉協議会や日本赤十字社と連携して対応する場面が生じる可能性は、一般的には低いものと認識しておりますが、今後に向けて対応の共通認識を図る必要があるものと考えております。

○中村(岩雄)委員

これも今後の一つの課題です。共通認識を図るということです。

次に、被災者への対応に対する責任者は誰になるのでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

今回の自主避難の場合、入船六三町会館は、日中は専属の管理人がいらっしゃるため、会館全体の管理は入船六三町会となりますが、今回、管理人が不在となる夜間等の避難者への対応は市の職員が行いました。

御質問の避難者の対応の責任者についても、今後、整理した上でお知らせいたしたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

これも整理した上でということです。

それから、仮に町内会が食事などを用意する場合の費用は、市が負担することになるのでしょうか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

仮に町内会が御厚意で避難者に食事を用意する場合につきましては、あくまでも自主的な避難であることを考慮すると、市が防災備蓄品以外の特別な対応への費用を支出することは、一般的には難しいものと認識しておりますが、今後、整理していきたいと考えております。

○中村(岩雄)委員

それから、被災者受入れの場合、町内会館に設置してあるファイルに避難者のリストを作成しますが、これは町内会の責任で行うことになりませんか。

○(総務)災害対策室安藤主幹

各町内会には、平成28年11月に「災害発生時等の町内会館利用について(平成28年度版マニュアル)」をお配りしており、その中で、災害時自主避難等記録に避難者の氏名、住所、連絡先等について町内会で記録いただくようお願いしているところですが、今後、今回の対応案件の経緯を踏まえて、改めて皆さんには説明をさせていただく必要があるというふうに考えております。

○中村(岩雄)委員

おおむねこれから協議して整えていきたいということと受け取ってよろしいでしょうか。早急に対応していただけるよう、よろしく願いたいと思います。

◎埋蔵文化財について

次に、埋蔵文化財について伺います。

まず、今月8日に蘭島会館で世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群小樽市・余市町の追加加入に向けた縄文講演会というイベントを開催しましたが、その際に教育委員会にも協力していただき、地元の皆さんに実際に出土した土器や石器に触れてもらったわけでありますが、大変好評で多くの方に興味を持ってもらえたというふうに思います。特に、蘭島地域では、縄文時代よりも新しい擦文時代の土器などが見つかっていることを私も知りまして、その他、驚いている方々も多かったと思います。

学芸員にお聞きしましたところ、擦文時代の土器は本州では珍しいとのことだったので、この10月に開催が予定されております全国町並みゼミ小樽大会で、小樽市の埋蔵文化財を全国に紹介させていただくよい機会ではないかと思えます。

ぜひ全国町並みゼミの会場で擦文土器を見ていただきたいと思いますが、土器の貸出しなどについて、教育委員会に御協力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

来月の全国町並みゼミ小樽大会には、持続可能な地域遺産まちづくりの分科会がありまして、大切に各地で守っている地域の宝物について意見交換などがなされるというふう聞いております。

もし、擦文土器を会場に展示したいという話がありましたら、市教委の職員も参加予定でありますので、土器の貸出しについては、前向きに考えさせてもらいたいというふう考えております。

○中村(岩雄)委員

令和5年第2回定例会での代表質問で、旧忍路中学校を埋蔵文化財センターとして整備していただきたいという質問をいたしました。耐震化や防火対策、人員配置などの課題があって難しいとの答弁でした。

しかし、地元には熱心に頑張っている人もいらっしゃいますので、何とかまちづくりの一環で、多くの人の目に触れるような場所に展示できればというふうに思っているのです。

例えば、蘭島会館や国道沿いに農協の施設があります。そういうところですか、広域農道沿いに水車の会などで地域の人が集まるような施設に協力してもらったことができた場合に、そのような施設や、隣接するような場所などで土器などの展示場所を、いわゆる第2展示場という位置づけでつくるということについてはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○(教育)生涯学習課長

小学校と違って大人の方は、興味がなければ、なかなか地元で埋蔵文化財があるということをお聞きしない方も多いかもかもしれませんので、いろいろな方に知ってもらおうという意味では有効かというふうに思いますが、恒常的に民間の施設に展示をするということですか、市が第2展示場みたいなものをつくって展示するというのは、以前の旧忍路中学校の改修の御答弁と同様に難しいというふうに考えております。

なので、地域の方から縄文講演会のような御相談があれば、どこまで協力できるか考えていきたいというふうに考えております。

○中村(岩雄)委員

全く駄目ということではないと受け取らせていただきます。

それから、忍路土場遺跡は本当に全国的にも珍しい低湿遺跡ということで、普通の遺跡には残っていない木製品などがたくさん残っているというふうにお聞きしております。特に大きな木柱が見つかっているとのことでしたの

で、ぜひ公開してもらいたいと思いますがどうでしょうか。

私も写真ではありますけれども初めて拝見しました。近くにて今まで知りませんでした。非常にインパクトがあります。私の感じでは、三内丸山遺跡をほうふつとさせるものではないかというふうに思うのですが、この木柱について、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

忍路土場遺跡で見ついている木柱なのですけれども、4メートル以上の長いものが2本ありまして、最も大型のものは長さが約6メートル、直径が約30センチメートルということであります。それが1本見つっております。

ただ、忍路土場遺跡から見つかった木製品というのは大変もろくて、損傷のおそれが高いということでなかなか公開できないというふうに聞いておりますが、貴重な出土品であることは確かですので、どのような形で公開できるのか、本州の事例なども含めて研究していきたいというふうに考えてございます。

○中村(岩雄)委員

非常にインパクトがありますので、ぜひ実現できるように、いろいろ工夫を凝らしていただけないかというふうに思います。

次に、申し上げましたように蘭島地域や忍路地域では多くの遺跡が見つっております。そのお隣の桃内地域には特徴的な文化財は見つかっていないのでしょうか。

桃内地域の文化財についても、地域の方々はもちろんですけれども、市民にもっと認識を深めていただけるように光を当てていくことが必要だというふうに思うのです。教育委員会の御協力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

桃内地域にも埋蔵文化財の包蔵地、いわゆる遺跡が幾つか確認されております。桃内貝塚という遺跡では、縄文時代ですとか続縄文時代のものに加えて、19世紀頃の貝塚も確認されております。ただ、いずれも見学して遺跡だと分かるような場所にはなってはおりません。

桃内地域ということでは、埋蔵文化財ではないのですけれども、明治の初め頃に、桃内海岸の辺りで小樽軟石が切り出されていたということが分かっています。石切場として近代の小樽の発展を支えていた地域だというふうに言えると考えております。

市民に向けて小樽市生涯学習プラザなどでの講座では、定期的に文化財に関する啓発活動も行っていますので、そのような機会を使って桃内地域の遺跡ですとか、小樽軟石のことも周知できればというふうに思っております。

○中村(岩雄)委員

桃内地域についても、ぜひよろしく願いたいと思います。

次に、さらにお隣の塩谷地域についてです。

塩谷地域でも埋蔵文化財包蔵地がいろいろ指定されていると思いますけれども、埋蔵文化財がどのように展開しているのか、説明をしていただきたい。また、特徴について何かありましたら御説明をお願いいたします。

○(教育)生涯学習課長

塩谷地域の遺跡の展開と特徴ということでしたけれども、塩谷地域の遺跡というのは、市内でも最も古い時代のものが見つかりまして、現在の杉の子児童公園の付近に位置します塩谷3遺跡というところでは、縄文時代早期の地層から集落の跡が見つっております。

それ以外にも、国道から塩谷海岸の方向に向けて縄文時代の後期、続縄文時代、擦文時代など縄文の早期の跡の長期にわたる土器や石器が確認されておまして、数千年の長い時代の人々の生活の痕跡を追うことができるというような特徴があるというふうに考えてございます。

○中村(岩雄)委員

これもまた貴重な埋蔵文化財だと思いますので、いろいろな形で光を当てていただきたいというふうに思うのです。

次に、令和5年第2回定例会予算特別委員会での質問で、総合博物館で開催されました「Cord Marked Pottery小樽・余市の縄文文化」という企画展は余市町にも御協力いただいたとの答弁があったと思いますが、余市町などの周辺都市と今後も連携して、縄文文化や擦文文化について、市民に広く知っていただくような機会を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

第2回定例会の答弁でも触れたのですが、道内の縄文遺跡を持つ都市、ニセコ町など30都市で組織します北海道縄文のまち連絡会に加盟しまして、忍路環状列石のハンドブックでの紹介ですとか、縄文遺跡のスタンプラリーの共同開催を行っているところです。

本市では、博物館の中にスタンプラリーの台紙を置いていたのですが、今後は台紙がなくてもそのようなスタンプラリーに参加できるように、スマホのGPS機能を使ったデジタルスタンプラリーへの移行を予定しているところです。

より多くの方に縄文遺跡や擦文遺跡を知ってもらえるように、当市も連携を図りながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

○中村(岩雄)委員

教育委員会でもかなりの御努力をされていると思いますけれども、さらにこういった貴重なものを地域の方々には、まちづくりに活かしていきたいというふうに思っておりますし、また、その必要があると思いますので、最大限御協力をお願いしたいと思います。

次に、埋蔵文化財とは少し外れるのですが、忍路地域に伝わります忍路鯨漁撈の行事についてお聞きしていきたいと思います。

市の指定無形民俗文化財になっておりますけれども、保存団体の高齢化が大変進んでおります。後継者の確保に苦労しているという話を聞いておりますが、現在、保存団体である忍路鯨場の会の会員は何人いるのでしょうか。

○(教育)生涯学習課長

忍路鯨場の会の会員ですけれども、現在12人となっております。

○中村(岩雄)委員

かなりの先細りになってきております。

また、後継者の確保に向けて小樽市教育委員会として何か取組をされておりますか、この辺をお知らせください。

○(教育)生涯学習課長

一つは、これまでも実施しています小樽市民俗芸能伝承事業という取組で忍路中央小学校の児童に忍路鯨漁撈の行事や鯨漁の様子を伝えるような取組を行ってきております。

これは後継者の育成という確保という意味では、なかなか即効性はないかもしれませんが、地域の特色を学んでもらう取組といたしまして、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○中村(岩雄)委員

この忍路鯨場の会には、有名な歌というか労働歌があるのですが、この労働歌について、世界最高の労働歌である、あるいは世界に誇れる労働歌であると評価する学者もいらっしゃいます。この歌を保存していくために、例えば、民謡系の団体に声をかけてみてはどうかというふうに思うのです。

これは提案なのですが、この辺は本当に先細りしておりますので、何とかこの貴重なものを後世に伝えていきたいというふうに思うのです。市教委のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○(教育)生涯学習課長

民謡系の団体にという御提案をいただきましたけれども、私たちでも民謡を切り口にして忍路鯨場の会の活動に協力してもらえる人を探すことはできないかということは考えておまして、興味を持っている方がいれば、保存団体につないでいるところがございます。

忍路鯨漁撈の行事の一部分だけでも、そのような歌だけでも残す方法を我々でも考えていきたいというふうを考えております。

○中村(岩雄)委員

最後になりますけれども、忍路、蘭島、塩谷、桃内など西部地区は本当に市内、他地域にも負けず、まちづくりの活動に熱心な方が多い地域です。地域に誇りを持てるように、埋蔵文化財の貸出しや忍路鯨場の会の維持に小樽市教育委員会には本当に協力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

◎並行在来線のバス転換について

次に、並行在来線の存廃と代替バスについて伺っていきます。

代替バス実証実験が行われました。8月31日木曜日から9月3日日曜日までの4日間、毎日午前の2便。1便目は午前9時に蘭島バス停発、2便目は11時に塩谷駅前発で4日間行いました。

まず、夏のこの時期を選んだ理由をお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

この時期にした理由ですけれども、夏休みですとかお盆といった特殊事情は外しまして、平常時の利用状況が把握できる参加しやすい時期ということで、この時期を設定しました。

○中村(岩雄)委員

木曜日から日曜日を選んでおりますが、これは何か理由がありますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

曜日設定ですけれども、参加意思のある方は参加できるようにということで、平日、休日それぞれ2日ずつ設定したということがございます。

○中村(岩雄)委員

それでは、1便目を9時、蘭島発、2便目を11時、塩谷駅前発とした理由は何でしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

時間設定の理由ですけれども、JRの利用状況から午前のJR小樽駅方向行きが多いということが分かっておりますので、その中で参加しやすい時間帯、なおかつ、バス1台で回せる時間設定ということでこの時間設定いたしました。

○中村(岩雄)委員

全8便があったわけですけれども、参加者数を集計されているのではないかと思いますので、便ごとでも結構ですので、お聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

参加人数ですが、まず、初日8月31日木曜日は1便が19名、2便が9名、合計28名。9月1日金曜日は1便が10名、2便が7名、計17名。9月2日土曜日は1便が14名、2便が13名、計27名。最終日9月3日日曜日は1便が12名、2便が4名、計16名。4日間合計で88名です。

なお、こちらは1便、2便通して乗った方などはそれぞれカウントするといった延べ人数となっております。

○中村(岩雄)委員

延べ人数ということです。

それでは、コースについて伺います。私も体験しましたがけれども、そのコースを設定した理由をお聞かせください

い。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

今回は1便、2便、往路復路合わせて4種類のルート設定をいたしましたけれども、北海道新幹線並行在来線対策協議会で検討していたルートに少しアレンジしたものと、住民との意見交換会の中で要望のあったルートということで設定したものでございます。

今後、小樽市内の走らせ方を具体化していくのに当たって、現行ルート以外で考えられるパターンを一通りということになります。

○中村(岩雄)委員

それでは、そのコースに停留所が設定されたと思いますけれども、停留所の位置について聞かせてください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

今回のバス停の設定理由なのですが、今回は並行在来線の代替のバスの実験という趣旨を踏まえまして、対象者である蘭島地域、塩谷地域の方が乗車できるようにということと、なおかつ通常の営業便のバスとは区別できるようにということで、乗車についてはルート上の蘭島から塩谷文庫歌までの中央バスのバス停と新たなバス停の候補ということで、JR塩谷駅前を乗車位置としました。降車は利用ニーズに合わせて、ルート上の中央バスのバス停はどこでも降車できるという形で設定いたしました。

○中村(岩雄)委員

それでは、停留所ごとの参加者数というのはつかめていますか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

乗車停留所ごとでいきますと、まず、蘭島が4日間合計で17名、その隣の蘭島神社通が1名、そして塩谷文庫歌が8名、塩谷駅前が1便29名、2便が33名、合わせて62名となっております。

降車場所については、乗ったところで降りたという方が大半なのですが、そのほかでは住吉神社前、JR小樽築港駅前、JR小樽駅前で降車がありました。

○中村(岩雄)委員

それでは、準備段階で分かった課題はあるのでしょうか。例えば車両の手配ですとか、運転者の手配ですとか。

それから、実際の運行で見えてきた課題はどのようなものなのか。

それから、アンケートの設問の内容について、分析結果をお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

まず、準備段階で分かった課題でありますけれども、年度当初、最初は1日3便ということで計画していたのですが、実際、中央バスとも相談しながら、バスの転回場も含めて、いろいろ走行するのにかかる時間を検討したところ、やはり特に長い路線ですとか、迂回するルートでは、かなり運行時間がかかるということが分かりまして、2便に変更したという経過でございます。思ったより時間がかかったということが準備段階で分かった課題であります。

それと実際の運行で見えてきた課題なのですが、実際に走らせてみると蘭島から出て、国道の塩谷文庫歌を出て、国道から環状線に入る右折の交差点に結構時間がかかる場合が多かったことですか、小樽環状線の塩谷から最上に抜ける急カーブはバスで走れないことはないのですが、冬場などは立ちの乗車は少し厳しいというようなことを実感いたしました。

あとは、余市線の塩谷駅経由は国道から入って、今回、小樽塩谷インターチェンジ手前を転回スペースということで利用しましたが、国道に戻ってくるまで約8分かかったということで、寄り道の迂回のルートとしては少し長いということなどが課題として分かってきました。

バスの参加者からは、最上ルートへの期待が高かったりですとか、いろいろ要望いただいたのですが、そ

ういった地域が求めるものと、一方でバス事業の経営環境が厳しいというところがありますので、路線バスとしての持続性をどうすり合わせていくかといったことが今後の課題かと考えております。

そして、アンケートは、設問と結果を併せて説明させていただきますと、参加が延べ88名だったのですけれども、そのうちアンケートの回収は47件でした。居住地としては、塩谷の方が66%と全体の約3分の2、蘭島の方が約2割。そして、回答者の年齢としては、60歳未満の方が約4分の1、60歳以上の方が約4分の3という結果です。

それと、今回の実験ルートの利便性はどう思いますかという設問があったのですが、これは、便利だとか、不便だとかということで5段階評価なのですが、各ルートとも、便利、どちらかといえば便利というポジティブな回答が過半を占めておりました。ただ、Bルート、余市線のJR塩谷駅前経由ルートが便利だと思う方の割合が比較的低かったという傾向でございます。

そして、これも5段階評価だったのですけれども、このルートがあったら利用すると思うかという設問では先ほどの利便性と同じような傾向で、利用すると思う、どちらかといえば利用すると思うという方が過半数だったのですけれども、その中ではBルートを利用すると思うという割合が比較的lowだったという状況です。

そして、利用すると思うと答えたルートについて、何時頃に利用したいかという設問もあるのですけれども、行き、蘭島からJR小樽駅方向では、午前8時から9時台に利用したいという回答が多かったのに対して、帰り、JR小樽駅から蘭島方向は比較的、特にこの時間帯に集中ということではなくて分散していたという傾向が見えました。

バス停については、JR塩谷駅前にバス停を設置、新設するとした場合は、今回の集合場所はおおむね適切だと思うという回答が多かったほか、JR塩谷駅前以外では、例えば市民農園付近ですとか、塩谷文庫歌とJR塩谷駅前の中間ですとか、丸山下会館ですとか、そういったところに設置してほしいという意見がございました。

○中村(岩雄)委員

今後の実証実験の予定はどうでしょうか。また、狙いがありましたらお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

現時点では、新たな運行実験というのは具体的には考えておりません。

今後、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で具体的な協議が進んでいくと思われまので、その中で何らか実験の必要性が生じた場合には、また行う可能性はあると考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございましたので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎ふるさと納税について

まず1点目、ふるさと納税についてです。

制度の創設から約15年が経過しまして、この間、様々な形で多くの自治体が報道されてきました。そして、総務省からは、返礼品の考え方が新たに示されまして、手数料を含んで50%の経費が上限になるというようなことも伺っています。

人口に応じて分配されます地方交付税の減少分を補うためにも、人口によらないふるさと納税が収支改善に向けて最もスピーディーに対応できるものというふうに考えております。

そして、国内のふるさと納税のマーケット規模は、近年1兆円程度になったということで、自助努力によって数億円から数十億円を基金に積み上げられるということで力を入れていくことが望ましいというふうにもかねてより申し上げてきたところです。

まず、基本的な点としてお聞きいたします。本市の昨年度の寄附の受入額及び件数についてお聞かせください。

○(産業港湾)海谷主幹

令和4年度の実績につきましては、受入額が8億8,899万5,250円、件数が5万5,914件となっております。

○高橋委員

やはりこの数年でも非常に大きく伸びているということが分かります。

次に、返礼品の数についてお聞きします。何種類ぐらい御用意されていますか。

○(産業港湾)海谷主幹

8月末の登録返礼品数は1,041件となっております。

○高橋委員

こちらも多くの変種を用意されているということです。

ここから年末に向けて、ふるさと納税サイトの広告というのが、テレビやウェブでも多く目にするようになっていくと思います。月や季節によってどのくらい申込件数の差が出るものなのかお聞きします。繁閑の差というのはどの程度あるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(産業港湾)海谷主幹

ただいま御質問のありました部分につきましては、令和4年度の実績で述べさせていただきます。

寄附が最も多い月は12月で2万5,676件、逆に最も少ない月が4月の852件、その差は2万4,824件となっております。

○高橋委員

件数だけ見ても約半分が12月に集中しているということなのでしょう。

この制度の立てつけ上、年末に集中するというのは理解ができるのですが、片や返礼品には季節物もあるわけですから。

一般論として、例えば年末に予約しておいて、その季節物を旬に合わせて翌年の夏に送るというようなタイミングのコントロールは制度上可能なのでしょうか。そして、可能であれば、本市がそうしているかどうかということもお示しいただけますか。

○(産業港湾)海谷主幹

年末に寄附を受け、旬の時期に合わせて送る先行予約返礼品の取扱いにつきましては、国が示している地場産品基準及び経費割合基準に適合している場合は、特に規制がないものと認識しております。

また、本市においては、次年度の収穫や生産によって寄附者に迷惑をかける可能性があることから、現時点としては、年度をまたぐ先行予約返礼品は取り扱っておりません。

○高橋委員

先行予約返礼品と言うのですね。やはり海産物等はその年によって漁獲高も変わってきたりするので、そこが難しいというのは理解いたしました。

次に、ふるさと納税の各サイト、プラットフォームを見ていると、各自治体の名産品のカタログのようになっています。そこに地域のブランディングの考え方というのも反映されているようにお見受けいたします。ですから、マーケットのニーズを的確に把握して、CS、顧客満足度を上げていくということに加えて、CX、顧客体験としての価値を付加していくことで他都市との差別化を図っていくということが必要だと考えています。そして、その積み上げが、リピーター、つまり毎年、小樽市に寄附してくれる方の囲い込みにもつながっていくのであらうと思

います。

そこで伺います。今、申し上げたような本市の顧客満足度の向上に向けた考え方というのをお示してください。

○(産業港湾)海谷主幹

寄附者の満足度の考え方につきましては、寄附者のニーズを捉えた新たな返礼品を開発するほか、既存の返礼品についても容量違いの返礼品を掲載するなど魅力ある返礼品の提供に努めているほか、満足度を高めるためには寄附者の利便性の向上も必要であるため、令和5年度からオンラインによるワンストップ特例申請を導入いたしました。

そのほかポータルサイト事業者や委託事業者とヒアリングを行いながら、寄附者の動向や人気返礼品などの情報提供を受け、それらの情報を基に改善に努めており、今後もニーズをしっかりと捉えながら寄附者の満足度を向上してまいりたいと考えております。

○高橋委員

ニーズを捉えるということはポジティブな方向の顧客満足度向上です。

逆に、満足度を上げていくためには、現状の問題点を把握するという必要もあります。例えばアンケートやレビューのようにお客様の声を聞くという仕組みはできているのでしょうか。そして、それも含めて、これまでの問題、課題の抽出と整理及び解決策などについて御説明ください。

○(産業港湾)海谷主幹

まず、アンケートやレビューにつきましては、アンケートの仕組みはございませんが、レビューの仕組みは一部のポータルサイトの機能として実装されておりますので活用させていただいております。

また、レビュー活用につきましては、直接、寄附者からの声でありますので、市といたしましても重要視しており、特に問題点や改善点についての書き込み等があった際は、その内容が返礼品提供事業者へ対するものであれば、市から事業者に伝え、解決策などを事業者とともに協議するなど改善に努め、本市や返礼品提供事業者のイメージ低下につながらないように、早期に問題点を把握し、解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋委員

レビューに対しての御返信というのは、私もホテルマンであった時代によくやらせていただいたのですが、やはり大変に神経を使うところでもありますので、顧客満足度が上がっていくように、そこはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

一般的にふるさと納税は、お取り寄せ的なイメージでありますけれども、延長して捉えれば、家にいながらにして旅行の気分を味わってもらえることができるわけです。そのようにして入り口から出口まで、つまり寄附してから実際に返礼が届くまでの間、旅前の準備期間のようなわくわく感を味わってもらい、そうした仕掛けもできると言えます。そのようにして、トータルのブランド力を維持、向上するためにも引き続き御尽力をお願いして次の質問に移したいと思っております。

◎学校の熱中症対策について

学校での熱中症対策についてです。

このたびの8月23日に午前授業にした際意思決定のプロセスについてです。

少し整理をさせていただきます。教育課程の編成権は学校にありますから、自主的に午前授業にすることが可能です。

今回は、市教委と小樽市校長会とが話し合っただけで、午前授業の対応をしたということだと認識しています。仮に反対の意見の学校があった場合には、授業を継続することもできた。まずはこの捉えでよろしいでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

委員の御質問のとおり、各学校の授業の開始及び終了時間は学校長が決めることとなっておりますので、市教委

といたしましては、午前授業に反対の意見の学校があった場合には、授業を継続することもできたというふうに考えております。

○高橋委員

学校の自主性が認められるということです。

この間、議会の中でも様々な御意見があったと認識しています。猛暑という環境がこれまでの本市ではなかなか想定しづらい場面であったことから、今回の対応に対して批判的な言葉も出ていたということになってしまったのでしょう。他方で、午前授業にしない学校があった場合には、この暑さで学校にいさせるのは問題であり、熱中症になりそうな事例があった、当日でも授業を切り上げられなかったのかという意見も出てきたことと思います。

全員が100%納得できる対応というのが現実的でないのは、皆さんお分かりのことだと思います。そうはいつでも、保護者の方からお叱りの言葉があるということも大いに理解いたします。

しかし、猛暑の教室というあらがうことのできない環境を要因としながら、どちらの選択をしても学校や教育委員会を責めるという声が出てきてしまう。この状況がなぜ生まれるかです。それは個別の事情で全体としての判断を語っているからでしょう。ミクロをマクロに当てはめて是非を問うては、問題の本質をたがえてしまう危険性があります。個にとつての最善と全体にとつての最善は違うことから、部分最適と全体最適を理解する必要があります。

大きな判断をするときに、マイナスの総量を最も小さくする全体最適の状態を求めて、そこに当てはまらない、個々を別の手法でサポートするというのが行政や政治の役割であるはずで、ですから、我々は議員の立場として、本質的な評価を模索するべきと考えます。

まず、22日の時点では、午前授業にすることと最後まで授業をすることのどちらが事故の確率が高いのか、これは定量的かつ確実なデータを持ち得ていないという状況です。

次に、今回の対応の正当性をよりどころとするべき法令上の記載と照らしてみましょ。学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情があるときには、学校長の判断で臨時休業ができるわけです。非常変災には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれると文部科学省も示していることから、午前授業の判断に瑕疵はなかったと捉えることができます。その上で、下校できないあるいは下校させるのが望ましくない子供がいたが、幸いにして重大な事故を招いたわけでもないという状況です。結果として、法令上、問題はなかったこと、そして、大きな事故が起きなかったということから、8月23日の判断は正当であったというふうに言えます。

ニーズ全てに丁寧に応えられたわけではないため、苦情の声が寄せられた。ゆえに、その点は教訓として今後、解消に向けて考える必要はあります。

ここまでの文脈でお伺いをしていきます。マクロの視点で、今回の対応に当たり検討したこと、留意した点があればお示しいただきたい。

そして、次にミクロの視点で、個別の対応について、今後の考え方などをお聞かせいただきたい。以上2点お願いいたします。

○(教育)学校教育支援室南主幹

マクロの視点ということでございました。今回の対応に当たり検討したことといたしましては、市教委といたしまして、午前授業で児童を下校させた場合と午後の暑い時間に授業を行って児童の体力が低下してから下校させた場合を比較して、全市的に午前授業とすることを判断いたしました。また、短縮授業とすることも検討いたしましたけれども、そうすることで下校時間の気温が一番暑い時間帯になってしまうと考え、午前授業とする対応を取ったところでした。そして、何よりも、子供たちの命と健康を守ることに留意したということがマクロの視点でございます。

ミクロの視点、個別の対応についてということで質問がございましたので、これは小学校低学年の児童につきま

しては、各学校がそれぞれの保護者に連絡して、保護者が迎えに来るまで待機させたり、外の気温が下がるまで涼しい特別教室などで過ごさせたりするなどして、その児童に応じた対応を取ることが大切であると考えておりますので、今後も学校が適切に対応できるよう指導してまいりたいと考えています。

○高橋委員

そして、この午前授業を行った1週間後、8月30日に学校に向けて教育委員会から発出した指針の内容について簡単に御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

8月30日付で市教委から発出した指針の内容につきましては、暑さ指数や各学校の室温、児童・生徒の体調等に依拠して下校時間の繰上げや休校の措置だけでなく、体育場や部活動の基準を示したというところでございます。

○高橋委員

今年だけでなく来年以降も猛暑日が続くという夏は、恐らく訪れると思います。今回のことを教訓にしつつも、当日の急な判断は二度としないとなるのは避けなければなりません。ゆえに、取り得る行動の選択肢を狭めるのではなく、むしろ保護者の方々に対しては状況によっては当日予定を変更することもあり得ると適切なアナウンスをしておくべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室長

臨時休業等の対応につきましては、今後も迅速な対応に努めてまいりたいと考えているところですが、これから冬を迎えるに当たりまして、例えば大雪などによって当日に急遽予定を変更しなければならないケースも考えられます。

市教委としましては、学校から保護者の皆様に天候等によって急遽予定が変更になることもあり得ることをお伝えするとともに、今回の熱中症対策で午前授業にした際に、児童を帰宅させることについての好事例を各学校で徹底することができるように指導してまいります。

○高橋委員

まさにおっしゃるとおりだと私も思います。我々が検討すべきは、臨機応変に対応ができないようなハード面あるいはソフト面の環境改善をそれぞれの役割、そして権能の中でまずは行っていくということでありましょう。例えば冷房設備だけでなく、窓ガラスを複層式にすることなどで外との熱交換を少なくするということは夏も冬も効果が得られますし、これは我が会派、面野議員もおっしゃっていたことです。そして、様々な国のメニューを使えることから、エネルギーコストを下げるということが出来ます。私どももいろいろな観点で御提言できるように情報を集めていきたいと思っております。

結びになりますが、今回の事例をゲーム理論とともにお話をさせていただきます。数学や経済学でよく聞くゲーム理論ですが、これは多くの人に関わる場合、意思決定に際して、人がどのように動くのかということを数理モデルにしたものです。個々の利得が多くなることを目指して収まる状態のことをナッシュ均衡と言うのです。これは先ほど言った部分最適の状態、全体で見たときの利得が多いわけではありません。8月23日の件で言えば、帰宅が難しい等の個々の理由に依拠しようとするほど全体に適切な判断を下すことができなくなるという状態です。

反対に、総合的な利得が最も多くなる全体最適の状態をパレート最適と呼ぶのです。この状態にあるときに必要とするリソースは最も少なく済み、その分、特例に対応しやすくなります。このたびの午前授業が、まさにこのパレート最適の状態にあったと言えます。

行政も議会も政策等の意思決定に際して、パーフェクトな正解のない事象の中から、多くの方にとって最適なものを選ぶということを意識していかなくてはならないと考えます。その上で、個別の課題にはしっかりと寄り添うべきだということを御理解いただけると期待して、私からの質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時57分

再開 午後2時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井委員

◎社会教育施設のトイレについて

まず、社会教育施設のトイレについてお伺いいたします。

先日、小樽市総合博物館に行ってみりました。そこではリニューアルした蒸気機関車アイアンホース号の新しい客車でありますとか、プラネタリウムでありますとか、本当にいつ行っても素晴らしい施設ばかりだと思いました。

ただ、行ったのが私の義理の叔母一家、そして義理の母と私の一家だったものですから、比較的女性率が高かったのです。そこに一つ問題がありました。お手洗いを使おうとしましたところ、洋式トイレが一つしかなかったということをおっしゃられたわけなのです。

総合博物館のトイレの洋式化の状況についてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○(教育)次長

総合博物館の本館のトイレの洋式化の状況ですが、1階の男子トイレが一つ、女子トイレが一つ。2階は女子トイレが一つ。屋外の中央駅付近にあるトイレで、男子トイレが一つ、女子トイレに一つ。手宮口に女子トイレで一つ、設置しております、合計6基となっております。

また、総合博物館の運河館には、男女合わせて3基ありまして、全てが洋式化となっております。

○酒井委員

それでは、総合博物館に限らず、ほかの社会教育施設、スポーツ施設は除きますけれども、女子トイレの洋式化の状況はどうなっているか、お示してください。

○(教育)次長

スポーツ施設を除く社会教育施設の女子トイレの洋式化の状況ですが、市立小樽文学館、市立小樽美術館が1階、2階のトイレ6基中4基が洋式、図書館は1階、2階のトイレ4基中2基が洋式、生涯学習プラザは3基中1基が洋式化となっておりますが、残りの2基につきましては今年度に改修を予定しております。

○酒井委員

私が前に思ったときにも、あまり進んでいないから、やはりどのように考えているのかという話をしましたけれども、今回十分とは言えないけれどもトイレの洋式化は進められていると。中でも総合博物館のトイレの洋式化については、かなり遅れているのかと思います。

まず、あまり進んでいないと思うけれども、教育委員会としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○(教育)次長

社会教育施設につきましては、校外学習等で子供たちも多く利用する施設でありますことや高齢者の身体的負担

を考えて、トイレの洋式化というのは必要だというふうに考えております。

○酒井委員

これまでの説明で大規模改修に合わせて改修していくというお話が多かったのだと思います。ただ、市外から来るお客さんにとって悪いイメージになっては、やはりよくないというふうに思うのです。私は、男子トイレよりも、少なくとも女子トイレの洋式化というのは急ぐべきだと思いますけれども、この項での最後に教育委員会の考えを伺います。

○(教育)次長

社会教育施設のトイレの改修につきましては、できるだけ早く整備を行いたいと考えておりますが、各施設では展示物などの整備も必要であることや、教育委員会としては社会教育施設のほかに学校教育施設を所管しておりますので、優先順位を勘案して関係部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

○酒井委員

◎就学援助について

次に、就学援助についてお伺いいたします。

就学援助制度は学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与える制度であります。

ここで、札幌市教育委員会の話なのですが、10月から就学援助の電子申請を試行導入するという報道があったわけであります。2024年度入学予定の新小学校1年生がいる世帯が対象で、スマートフォンまたはパソコンなどを使って、学校を経由せずに時間を問わず申請できるというものであります。

まず、このような報道について御存じだったのかどうか、お伺いいたします。

○(教育)学校教育支援室南主幹

札幌市の電子申請につきましては、報道があったことを確認しております。

○酒井委員

就学援助を確認できているということでよかったというふうに思います。

そこで、就学援助を受けていることが周囲に特定されることが問題になったことがあります。近隣町で、修学旅行で差別的な取扱いがあった、これは記憶的に新しいところだというふうに思います。

このような就学援助の取扱いにつきまして、3月に北海道教育委員会教育長から各市町村教育長に文書が出されているというふうに思ったのですけれども、当該箇所を読み上げていただけでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

令和5年3月17日付で、北海道教育委員会から発出されております「就学援助事業の実施について」という通知文書において、次のような記載があります。「就学援助事業を行う上で、児童生徒や保護者間で就学援助を受けていることが特定されてしまうことがないよう細心の注意を払い、取り扱っていただくようお願いします。」と記載されております。

○酒井委員

周囲に特定されることがないということが私は重要だというふうに思うのです。

電子申請、ここでは申請受付という部分におきましては、こうした特定されることはないということがクリアできるのかと思ったのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

ただいま御質問にありました、就学援助を電子申請とすることで個人情報外部に漏れる可能性というのは、低くなるのではないかとというふうに考えております。

○酒井委員

ところで、この就学援助制度につきまして、札幌市ではどんなふうになっているのか。1980年から支給業務に限ってはシステム化していたとされております。ただ、それ以外の申請の受付、それから審査、認定、こうした業務については書類上で手作業で実施していたとされております。そうした書類上で実施ということになりますと、教育委員会における作業負荷が増大していたことが原因だったというふうに言われております。

では、小樽市はどうでしょうか。本市の支給業務はどのようになっているのか、説明していただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

本市の就学援助の支給業務につきましては、支給金額や支給日等の情報に関しては、システム内で管理しております。

○酒井委員

それでは、同様に、申請受付、それから審査、認定はどのようになっているのか、お示してください。

○(教育)学校教育支援室南主幹

申請受付、審査、認定業務につきましては、手作業で実施しております。

○酒井委員

札幌市では、業務作業負荷の軽減、事務作業の効率化、それから正確性の向上が導入における期待される効果だと伺っております。

それでは、小樽市教育委員会の負担感ではどうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

ただいま、業務の負担感という御質問がございましたが、就学援助業務が特定の時期に集中するため、一時的に負担が増す時期があります。

○酒井委員

札幌市の例では、電子申請に関しまして各種証明書の添付が不要というふうに示されていたわけであります。

それでは、現在の本市の状況ではどうなっているのか、御説明を願えますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

小樽市では、市民税が非課税または減免となり、その年の1月1日現在で小樽市に住民票がある場合には、所得課税証明書の添付は必要ありません。

ただし、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料が減免されている場合は、それぞれの状況に応じて証明する書類の添付が必要となっております。

○酒井委員

そうなのです、様々な書類を用意しなければならない方もいるわけであります。

こうした電子申請ですけれども、以前紹介したとおり、スマホさえあれば申請できるわけです。様々な家庭があると思うのですけれども、スマホを持たない家庭というのは、私はいないのではないかと思います。だからこそ、パソコンなどを使ったりしなくても、スマホ一つで申請できるというのは、私はとてもよいことではないかというふうに思います。また、こうしたことができることになれば、学校や市教委の負担も軽減できることも想定されるわけであります。

もちろん、導入するに当たっては費用対効果、それからメリット、デメリット、様々あるというふうに思います。また、私たち日本共産党は、行政のデジタル化ということについては、あまり肯定的ではないのです。ただ、こうした便利になる、誰もが楽になるといいますか、そうしたデジタル化だったら、大いに進めるべきではないかというふうに思うのです。

これを機会に、札幌市の例に限らず、全国的にも導入例について市教委として研究してみたいかと思うのですが、最後に伺います。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

今回、業務をシステム化した先進事例として御紹介いただいた札幌市をはじめ、システムを導入している他都市の状況につきまして、保護者の負担軽減、学校や市教委の事務作業、システム導入などのコスト面も含めて調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

◎総合計画基本構想改定について

それでは、小樽市総合計画基本構想改定についてお伺いいたします。

今回、総合計画について審議会が開かれ、その中で諮問されて、さらにその中で議論されるという形になったわけですが、実は、私自身の感覚でいいますと、そもそも基本構想を見直すということに違和感があるのです。

計画の策定当時では、この見直しについてどのように考えられていたのか、お伺いいたします。

○(総務) 企画政策室谷守主幹

第7次小樽市総合計画の策定時点におきましては、基本計画について5年後をめどに中間見直しを行うことが決められておりましたほか、必要に応じて見直しを検討するということとされておりまして、このことは、基本計画の中にも記載されているところでございます。

○酒井委員

そのとおりなのです。基本計画については5年後をめどに見直して、必要に応じて見直すということが本当に記されていたとおりでというふうに思います。

ただ、私が申し上げたいのは、基本計画ではなくて、それよりさらに前の段階、基本構想についてなのです。この基本構想を私は見直すという形では捉えていなかったのです。といいますのも、基本構想の下になる基本計画より具体化された基本計画については5年ごとに見直すということだったけれども、基本構想については10年間通しでいくというイメージであったからであります。

まず、計画の策定当時では、見直しについてどのように考えていたのか、お伺いいたします。

○(総務) 企画政策室谷守主幹

基本構想につきましては、基本計画のように具体的な時期を定めての見直しなどについては想定していなかったものと承知しております。

○酒井委員

そうですね、想定されていなかったからこそ記されていないのです。想定されていたのは、5年ごとに中間見直しを行って、基本構想ではなくて基本計画を見直していくということで、当時の委員は納得されたというふうに思うのです。だからこそ、少し私は違和感があるというふうに思っております。

ところで、こうした総合計画につきまして、基本構想、基本計画というのがありますけれども、議会で決めていく議決の必要性はどのようになっているのか、説明していただけますでしょうか。

○(総務) 企画政策室谷守主幹

議決の必要性に関しましては、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第14条に規定がございまして、基本構想の策定、軽微なものを除いた変更、または廃止に当たりましては、議会の議決を経なければならないものとされております。

○酒井委員

そうですね、議決することが必要になってくるわけでありまして。

また、基本構想を見直すという形になれば、審議会を開いて諮問しなければならない。そして、その答申を受けまして議決という形になっていくというふうに思うのです。本当に大変なのです。

このことは、簡単に基本構想の見直しはできないようなつくりになっているというふうに私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室谷守主幹

基本構想の内容を変更する場合におきましては、小樽市総合計画審議会での答申や議会の議決など、一定の手続が必要という形になっているものと承知しております。

○酒井委員

そうですね、一定の手続が必要。つまり、できないわけではないのだけれども、ただ手続上、大変になっているというふうに思います。

これは、仮に計画期間中に市長が替わっても大幅な政策の変更ができないことを示しております。裏を返せば、行政の継続性を示しているというふうに思いますけれども、このことについて、市としての所感をお知らせください。

○(総務)企画政策室谷守主幹

今回の基本構想の改訂原案につきましては、DXや脱炭素化の加速など、これまで経験がないほどの社会経済情勢の急速な変化を踏まえて見直しを行うとするものでございまして、まちづくりの考え方の基本部分ですとか、将来都市像といったものにつきましては、策定時から継続した案になっているものと考えてございますけれども、ただいまの御質問でもございましたように、審議会の答申や議会の議決などの手続を経るとすることによりまして、行政の継続性の確保につながると考えてございます。

○酒井委員

そういった話なのですが、例えば、先ほど言ったDXの部分などというのも基本構想に盛り込まれていると思うので、なかなか私もすっきりしないなと思います。それから、脱炭素についても書かれております。ただ、重みが違ったという感じなのです。

総合計画のときには、DXという言葉は入っていなかったけれども、情報化ということで出されていたというふうに思います。それから、脱炭素ということについては、CO₂削減という形で出されたというふうに思うのです。それに入っていなかった新型コロナウイルス感染症の部分というのは、新たな感染症という形で出されていたのです。私は、基本構想をあまり改定する必要はなかったのかというふうに思っていますけれども、いずれにしても、審議会に諮問されているという以上は、委員の皆さんに御議論いただいて、その結果、市長に答申を受けたのを受けて、この議会でも議論をしなければならないというふうな形であるというふうに思っています。

このことについて、手続論的なことで私はお話をさせていただきましたけれども、中身が問題だと言っているわけではないのです。やはりそれだけ重みがある計画なのだということを踏まえて、これからも議論を重ねてまいりたいというふうに思っております。

◎手宮保育所について

最後に、保育所について伺います。

手宮保育所について、まず伺います。

なぜ手宮保育所が建設できないのかということを委員会などでも質問しましたが、要は敷地が狭隘だというのが一番の理由でありまして、狭いからこそ、他の場所を探しているのだということを再三再四、説明されていたのです。私は、この狭いというのは、何をもちいて狭いというのがよく分からないのです。何が狭いのでしょうか。

○(こども未来)主幹

まず、現在の手宮保育所なのですけれども、駐車場の確保ができていないということが一つあります。

それから、現地で建て替える場合なのですけれども、建て替え時の仮園舎ですとか園庭の確保、こういったものできないということから、現地は狭いというふうに考えております。

○酒井委員

いや、それがでたらめだというふうな話なのです。仮に私が提案する3階建ての園舎を造るという形でありまして、現在の園庭に新しい園舎を造ることになるわけです。その間、当然、駐車場としても使えないし、それから園庭としても使えない。では、保育所の場合、園庭を隣接しなければならないのかということでは、以前にも紹介したとおり、公園などを活用することができるのです。ですから、これをもって狭いとは絶対に言えないのです。

それでも狭いと言い切るとするのは、何かやはり理由があるのかと思うのです。市内の他の保育施設には、もっと狭いところがあります。私はそう思っています。いかがでしょうか。

○(こども未来)主幹

市内の他の保育施設の状況ですけれども、各施設の状況によりまして様々であるとは考えておりますが、ここで単純に敷地の面積で考えますと、手宮保育所の定員75名で、敷地の面積が884平方メートルあります。割り返しますと1人当たりの敷地面積は11.8平方メートルというふうになりまして、このような考え方でいきますと、市内の保育施設でこれより狭い施設は複数ございました。

○酒井委員

敷地面積で示されているのですけれども、敷地面積で示すべきではないと思うのです。東京都などの大都市などでは、保育所などといっても、当然、単独で造られるようなところなどありません。ビル内に造っている場合なども当然あるのです。

そういったものから考えていくと、延べ床で考えていくというのが当たり前姿になってくるのではないかと思いますのですけれども、この辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○(こども未来)主幹

今は、現在地の建て替えの話でしたので敷地面積でお話しさせていただきましたけれども、延べ床面積、保育室ですとかは当然、保育施設は、児童1人当たり何平方メートルという基準がございますことから、市内の公立、民間、認定こども園、全て基準は満たしているというふうに考えておりますので、そこはあまり大差はないのかというふうに考えております。

○酒井委員

大差がないという話ありましたけれども、大差がないということであれば、なおさら狭いという根拠は、もう崩れ去ったと言うべきであります。

紹介しているとおり、保育所は原則2階建てまでとする幼稚園とは異なるわけなのです。原則2階建てまでとしながらも3階建てにしている幼稚園も存在し得ると思うのですけれども、そうではなくて、保育所の場合には、そのような要件がないと。だからこそ、ビル内にでも保育所を置くことができるという根拠になっているわけでありまして。本当にこうした敷地が狭いということについて、これからは絶対理由にさせていただきたくない。私は、子供の命を守るためだったら、一刻も早く敷地内での建て替えを進めるべきだというふうに思います。

ところで、保育所ががら空きで小樽市の子供たちが、全員入れる状況で、今にも当該地域の保育所については再編しなければならないという状況だったら、まだ分からないわけでもありません。待機児童の状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

入所待ち児童ということで申し上げますと、9月1日現在で市内の施設合計で63名となっております。

○酒井委員

そうなのです、63人なのです。入りたくても入れないという方が本当にたくさんいらっしゃるわけです。様々な理由があります。

ただ、こうした方々も、入所待ちするのも、もう限界だということで、他のものに入る方もいらっしゃいます。そのうちの一つが企業主導型保育事業であります。この企業主導型保育事業について、かつて予算特別委員会だと思うのですけれども、保育所の代替になり得るのかという質問に対して、なり得ないというふうに明確にお答えになりました。こうした保育所の代替にはなり得ないのです。

ところで、市内にあります、ある企業主導型保育事業者が撤退といいますか、業態変更するというふうに私は伺ったのですけれども、この辺について御存じでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

そのようなお話は把握しておりません。

○酒井委員

この企業主導型保育事業者なのですけれども、もちろん市で情報を知り得るわけではないから分からないと思うのですけれども、3名の小樽市民の方が、もうそこで受け入れられないので市内の保育所で受け入れてくれないかというふうに打診をしているそうです。ただ、どこもいっぱい、とても受け入れられることができないという状況にあります。このままいけば、この3名の方は、市内の保育所に入ることができず、恐らくは札幌市の企業主導型保育施設に入るのではないかとされています。

やはりこれではうまくないのです。小樽市ですっかり保育の事業に対して満たしてあげることが必要だというふうに思います。そのうちの一つが、この手宮保育所だというふうに思います。ぜひとも手宮保育所の建て替えを実行していただきたいというふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎若年層の健康診断について

まず、若年層の健康診断についてお尋ねします。

先日いただいた御答弁で、本市でも若年層の健康診断の実施は有効だと考えているが、多額の費用を要し、国の財政措置もないので現時点での実施は難しいとのことでした。

市が行う各種健診で、若年層にも推奨されるメニューはありますでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

若年層にも推奨される健診につきましては、子宮頸がん検診が挙げられます。

○佐藤委員

子宮頸がんワクチンは女性だけではなくありますけれども、ほかに男女問わずということであれば、健康診断について、対象年齢を絞ったり、項目を厳選して人数を制限、もしくは補助額を減らす、自己資金額を増やすなどというところで、少しでも実施することはいかがでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

健康診断の実施につきましては、生活習慣病の発症のリスク軽減、疾病の早期発見や早期治療を進める観点から、若年層にとっても有効なものとして認識してございます。

委員が御提案の対象年齢を絞った健康診断の実施を含めまして、市としましては、健康的な生活習慣をより浸透させる観点から、若年層を対象とした健康づくりの施策について、広く調査研究してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

先ほどお伺いしたもので、市が行う各種健診の中で若年層にも推奨されるメニューはありますかということだったのですけれども、子宮頸がんについてということでお答えいただいたのですが、今40歳以上で行われている健診のメニューの中で、若年層にも推奨されるようなメニューはありますかでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

ほかには推奨されるものはございません。

○佐藤委員

例えば、国とか北海道に対して、その財源を求めることはできないのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

既に国におきまして、健診の対象者や費用負担についての考え方を整理してございますので、市といたしまして、さらに国の財政負担を求めることは難しいものと考えてございます。

○佐藤委員

少し難しいというような御答弁なのですけれども、要望は出してほしいですし、また、出していないという現状であれば、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

今、新しく体育館が設立されるに当たって、プールも併設されます。これも市民の健康に寄与してということの目的もあると思うのですが、ぜひこの若年層の健康診断というものも健康の第一、入り口になりますので、若い方に健康に不安がなく結婚していただいたりですとか、その上で出産があったり、子育てがあったりということで、健康についての不安を市で何とか温かく応援するような形で解消できるというふうなふうに思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

◎胃がん対策について

続きまして、胃がん対策についてお聞きします。

バリウム検診は、40歳以上の希望者には1,000円の自己負担金で実施しておりますが、40歳以上は実施して、40歳以下は実施しない理由というのをお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

胃がん検診につきましては、胃がんの罹患率が高まる年代での実施というのが推奨されておきまして、国の指針では、胃がん検診は50歳以上を対象としており、胃部のエックス線の検査につきましては、40歳以上の者を対象としても差し支えないとされております。

胃がん検診のメリットといたしましては、がんの早期発見、早期治療がありますが、偽陰性や偽陽性の出現やエックス線検査による放射線の被曝、内視鏡検査による粘膜の損傷などのデメリットもあります。これらのことを総合的に勘案して、国では40歳以下の者を対象としていないものと考えてございます。

○佐藤委員

それでは、40歳以上の胃バリウム検査、それから50歳以上の偶数年齢の希望者の2年に1回の胃内視鏡検査の財源はどのように支出しているのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

胃のバリウム検査と胃の内視鏡検査の本事業につきましては、一般財源により実施しておりますが、地方交付税措置がございます。

○佐藤委員

今の御答弁で、どのぐらいの措置があるのか、お聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

地方交付税措置の金額につきましては、今すぐお答えすることはできません。

○佐藤委員

続きまして、本市では「小樽のけんしんまるわかりブック」というのを配布しておりますが、いつから発刊されているのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

「小樽のけんしんまるわかりブック」につきましては、令和元年度より発行しております。

○佐藤委員

それでは、毎年、何部発行しているのかお聞かせください。

また、これに係る費用も併せてお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

発行部数と「小樽のけんしんまるわかりブック」発行に係る経費ということで、過去3年の状況をお伝えいたします。

令和3年度につきましては、4万部の発行です。62万4,800円の費用がかかってございます。これにプラスで新聞折り込みで配布しているものですから、新聞折り込みの手数料が61万1,676円、合計で123万6,476円。

令和4年度につきましては、前年度と同じく4万部の発行です。発行の費用につきましては、60万1,700円。新聞折り込みの手数料が58万70円、合計で118万1,770円。

令和5年度につきましては、発行部数が3万7,000部、費用が49万5,000円、新聞折り込みの手数料が56万688円、合計で105万5,688円です。

○佐藤委員

毎年5月に新聞折り込みで配布とありますけれども、5月の意味をお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

健診の日程自体は5月以降になりますが、健診の日程決定後、最短で作業を進めまして毎年5月の発行としてございます。

○佐藤委員

それでは、新聞の折り込み配布とありますけれども、そのほかでどういったところで配布されているのでしょうか。ほかであればお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

新聞を取っていない御家庭のうち、希望により広報おたるを郵送している方に対しまして、「小樽のけんしんまるわかりブック」を同封しているほか、市のホームページにも掲載するとともに、希望者に対しましては、市の窓口でも配布しております。

○佐藤委員

例えば、広報おたるとかであればコンビニですとか、駅に設置しているところもあると思うのですけれども、そういったところに併せて置いたりということはされないのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

駅ですとか人の多く集まる場所への配備につきましては、現状では行っておりません。

○佐藤委員

例えば新聞を取っていない家庭が今増えてきているというのがありますし、あと、その中で若年層の方が新聞も取っていないで広報だけ送ってほしいという要望がある方もそんなに私は多いように感じないのです。やはり若い方の目につくところに置いてあるだけで、大きく変わってくるような気がします。ホームページを見ている人が何人いるか分からないような状況ですので、ぜひ若い方に、こういった検診があることや、自分ができる項目はないにしても、こういったところに気をつけたいというふう目に留まる場所に置いておいていただきたいですし、40歳代以降、50歳代以降の方にとっても、こういったものを手に取ることで、自分の健康に対して改めて考え直す方もいらっしゃると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

◎歩道整備について

続きまして、歩道の整備についてお尋ねさせていただきます。

本市は観光都市として多くの観光客でにぎわっております。石畳の歩道は情緒がありますが、今ではところどころ剥がれたり欠けたりしております。例えば、堺町通り商店街では、補修に関してはアスファルトで埋めておりますけれども、パッチワークのようになっています。

そもそも、なぜアスファルトではなく石畳の歩道があるのか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

堺町本通りの歩道に石畳が採用されている理由でございますけれども、やはりあの路線については、歴史的に価値のある建物が多いということもありまして、景観に配慮した上で、石畳を採用しているものと考えております。

○佐藤委員

例えば、歩道は道路管理者が維持補修するものと考えておりますけれども、市道に関する歩道については、どのように対応されているのでしょうか。

○(建設)維持課長

道路は、車道と歩道がございますけれども、道路施設に異常等があった場合には、通報を受けた際には、建設事業室維持課の職員が現地を確認した上で、どのような対応方法がいいのかということを考え、現状と同じような状態で復旧する場合もございますけれども、緊急で応急的に急がなければいけない場合については、今、委員からお話がありましたとおり、アスファルト舗装、常温合材ですけれども、緊急的にそういったもので措置する場合もございます。

○佐藤委員

小さい範囲の補修はパッチワーク状になる対応も確かにやむを得ないと思うのですが、現状は、それが結構、複数箇所で見受けられます。整備計画はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

道路の維持に関する考え方なのですが、我々維持課の場合は、全市的に広い範囲で市道の維持管理を行っているところでございます。したがって、大規模な改良に近いような維持修繕といったことについては、予算もなかなか十分ではないことから、複数年にわたって計画的に維持補修を行っているというのが現状でございます。

○佐藤委員

駐車場などの車の出入りが多い石畳の歩道では、特に損傷が激しいように見受けられます。この場合の維持補修も道路管理者が行うのでしょうか。

○(建設)維持課長

駐車場前の間口であっても、その部分が歩道であれば、それは道路管理者として維持補修を行っているところで

ございます。

○佐藤委員

関連しまして、縁石や道路の隙間から草木が伸びて景観がよくない。これに関しては、どのように御対応されますでしょうか。

○(建設)維持課長

縁石ですとか舗装の際から植わっている雑草の対応についてですけれども、基本的には、通行に支障のない範囲では様子を見る場合もございますけれども、それが道路に覆いかぶさるなど、歩行者や車両の通行に支障がある場合については、直営なり委託業務でその辺の草刈り対応を行っているところでございます。

○佐藤委員

舗装につきましても、やはり景観上あまりよくない部分がありますし、あと車椅子とかベビーカーの方も非常に困難しております。先ほど長期的にいろいろ計画されているという話もお聞きしましたが、ぜひこちらもよろしくお願いいたします。

○松岩委員

◎暑さ対策について

暑さ対策について2点伺います。

1点目が、職員の皆様が働かれている執務室、職場の暑さ対策についてであります。

本庁舎別館4階、5階に設置した窓用エアコンは整備が今年されましたものの、執務室の大きさに対し窓用エアコンの数や性能がなかなか追いついておらず、冷房が効いていないような状況であったように思います。

別館4階、5階以外の執務室も決して涼しいわけではありません。来年度以降、財源は一旦考えないものとした場合、業務を妨げない範囲で執務室の室温を確実に下げる方法というのは、物理的に考えられるのでしょうか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

執務室の室温を確実に下げるということでございますが、下げるには、屋外に室外機を設置するタイプのエアコンが必要となりますが、市役所の本庁舎につきましては、建物の構造上、室外機を壁に設置することができない状況にございますので、今後どのようなことができるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

建物自体が古いというところでなかなか難しいというのは、令和元年頃に私が質問した答弁でもいただいておりますし、それにプラス財源の問題、それから環境に対する配慮などというものもあると思いますので、また来年に向けて御検討いただきたいと思います。

それから、同じく公共施設の暑さ対策についてであります。

今回の補正予算の中に、Wi-Fi設備の更新というものがございましたけれども、せっかく会議室や図書館などにWi-Fi設備を入れましても、そこがすごく暑くて、いられないというような施設であれば、なかなか利用が進まないのではないかと思います。

これは私の個人的な考えですけれども、オンライン予約で利用しやすい状況が整備されて、無料のWi-Fiや電源が整備されて冷暖房が完備されれば、利用者は少しずつ増えていくのではないかと、それが周知されていけば、利用されやすくなると思います。逆に、この一つがどれでも欠けてしまうと、なかなか進まないのではないかと考えています。

オンライン予約とキャッシュレス決済については、現在、庁内議論の真っ最中ということなのですが、公共施設の冷房設備の設置については、市全体に様々ありますけれども、どのように検討されているのか、お聞かせいただ

きたいと思います。

○(総務)総務課長

冷房設備の設置につきまして、市全体としてどのように検討していくかということでございますが、本会議で市長からも、暑さ対策は新たな行政需要と捉えておりますので、今後の予算編成の中で、次年度以降の対応を検討してまいりたいと発言しておりますように、必要性というのは私どもとしても十分認識しているところでございます。

市全体の公共施設ということになりますと、学校、社会教育施設、本庁舎以外の庁舎など多岐にわたり多額の財源が必要になってまいりますので、今後の予算編成に向け検討してまいりたいと考えております。

○松岩委員

こちら先ほど申しましたとおり、また来年度に向けて御対応いただきたいと思います。

◎住吉町の崖問題について

次に、住吉町の崖問題についてであります。

こちら、まず、住吉町の崖問題の状況や経緯について簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)災害対策室長

住吉町崖地の状況、経緯についてですけれども、平成30年5月に北海道から当該地区の現地調査の結果、崩壊箇所がある旨、市に報告がありましたので、22日付で市から道へ当該地区の急傾斜地崩壊防止工事の実施の要望書を提出しましたが、6月21日付で道から、当該地は自然斜面に該当せず、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を満たさないことから、事業実施が困難との回答を受理いたしました。

そのような中、7月2日からの大雨の影響により、当該地区の崩壊がさらに進んだため、7月2日から27日において、市・財務局が大型土のうやブルーシートなどの仮設資材で応急対策の実施をいたしました。

その後、令和元年度に、当該地区の地権者である財務局が、地質調査解析業務を実施しましたが、令和3年4月に道から斜面の安定解析をしたところ、不安定な状態であり、これを住民に伝えるため、住民説明会の開催が必要とのことになりました。

このことを受けて、6月28日、30日に北海道、財務局、市の3者で住民説明会を実施し、道からは、人工崖であり土地所有者が行うことが原則であるため、道での対策工事はできないこと、市からは、2度目の応急対策を実施することの説明をしました。その上で、8月17日から25日にかけて、市・財務局により、当該地区の仮設資材の更新及び追加の応急対策を実施いたしました。

その後、令和5年になって、応急対策を講じていない札幌側の箇所の一部に新たな崩壊が発生したこともあり、8月16日に市から道へ当該地区の恒久的な対策を検討し実施してほしい旨、再度要望書を提出しましたが、8月24日に道から市に対し、当該地区は人工崖であり、急傾斜地法の読み取りにより、道で実施することは法的にできない旨の回答があったところです。

○松岩委員

それで、今、現状はブルーシートで応急工事をされていますけれども、これは崩落などの危険性などは、どのようになっているのでしょうか。

また、現状が続いた場合、どのぐらいの期間、応急的な対応として安全が確保されるのでしょうか。

○(建設)維持課長

現状は、あくまでも市が応急対策としてブルーシート、土のうを設置したものであります。これにより、降雨等による崖面の地表面の洗掘防止が図られております。このことにより、一定程度効果は期待できるものと考えておりますが、あくまでも応急的な措置であり、恒久的な対策を行ったものではありませんので、どのぐらいの期間、安全なのかについては、明確にお答えすることはできないものと考えております。

なお、平成30年の応急対策から、ブルーシート等の劣化等により3年で資材を更新しておりますので、定期的な

資材の交換は今後とも必要であるものと考えております。

○松岩委員

その3年交換というのを今初めて知ったのですけれども、最初にやってから、今どのぐらいのスパンで来ているのですか、分かればお聞かせいただけますか。

○(建設)維持課長

これまでの更新というのは、1回しかやっておりません。現状を見たり、シーートの破れとか、そういうものがあれば、必要に応じて今後とも対応していくということで考えております。

○松岩委員

平成30年頃に1回目のブルーシートをかけて、そこから3年たって1回更新して、今、更新していないということですね、分かりました。

次の質問に移りますけれども、万が一、この現状で崩落などの事故が発生した場合、本市の責任などというのは、どういうふうになるのでしょうか。

○(総務)災害対策室長

恒久対策等の工事前に崩壊が発生した場合の行政責任についてですけれども、当該案件におきましては、市町村に責任や義務を定めた法令は特にありません。それで、崩壊事故が仮に発生した場合でも、本市に法的な責任が生じることは基本的にないということで、令和4年2月に本市の顧問弁護士からの見解を得ているところであります。

しかしながら、今後、万が一、崩壊が発生またはおそれがある場合においては、住民に対して速やかな避難を促し、安全を確保することは、市として重要な役割であるものと考えております。

○松岩委員

それで、ここが一番聞きたいところなのですけれども、今回、北海道が法令に基づいて対応できないというところで、北海道に対して対応を求めるべきだというお考えもあるのかと思うのですが、一方で、今、この時間も進んでいる中で、市としてどうやっていくのかということを考えなければいけないのかなど。

今回の認識と、市としては一番どういうふうな形に最終的になっていくのが理想として今、動いているのか、考えているのかということをお聞かせいただきたいです。

○(総務)災害対策室長

本件の認識についてですけれども、都道府県であります北海道は、急傾斜地法における記述の主体者でありまして、本市の中においても、これまで多くの土砂災害警戒区域等を指定しているほか、採択基準を満たす工事については既に施工している状況でございます。当該案件に関しても、北海道に何らかの対策を講じてほしいと考えております。これが理想の対応の形であるということでは認識しております。

しかしながら、これまで約5年にわたりまして、何度も北海道に対策を講じてほしいとの要請を続けてまいりましたけれども、北海道では対策を行わないという主張が変わらないことから、市民の安全を守るためには、当該地の地権者の一人である本市が恒久対策の検討を行うなど、何らかの形で行動を起こす時期に来ているというふうに考えているところであります。

○松岩委員

漁港の整備もそうなのですけれども、1か所基準を下げてしまうと、道内全部の微妙なラインのところを整備しなければいけないということがあるので、恐らく崖に関してもそういうようなことで、北海道としては、なかなか特別扱いできない部分があるのかと思っています。

今の市の御答弁いただいた内容というのは、道とは考えとか認識というのは共有されているのでしょうか。

○(総務)災害対策室長

北海道との考えの共有ですけれども、今お話ししたとおり、本市においても、何度も北海道では人工崖は施工で

きないという主張をしていることは認識しております、また、本市で当該工事を実施する場合の利用できる手法として、緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能であるという考えは、双方で共有をしているところであります。

○松岩委員

それから、対策費用の問題がやはり一番ネックなのかと思うのですが、対策事業債を使用するという場合には、年度内に工期のスケジュールとかを示す必要があるようなのですが、これは今、現時点で間に合うような形で動いているのでしょうか。

また、間に合わない場合は、国に対して対策事業債の延長などを求めるというような動きもされていくのでしょうか。

○建設部長

緊急自然災害防止対策事業債は、令和3年度から7年度を事業期間として行っている起債でございます、現段階におきましては、この事業債、この案件に適用されるものということで考えております。ただ、適用に当たりましては、既存の土地の取扱いですとか処理は土地所有者から同意が実は必要でございます、この同意を得るために、早々に住民説明会を開催して理解を得たいということで考えております。

具体的なスケジュールに関しましては、現在、住民説明会ですとか、のり面の地質の調査、解析、こういったものは行っておりませんので、これを踏まえた実施設計を行わなければ全体的なスケジュール感を示すことができませんので、今後、スケジュールを検討いたしまして、事業期間に間に合わないということになりましたら、道ですとか国などに期間の延長などを申入れしていくということで考えております。

○松岩委員

今、説明会で同意を得るとか得ないという話をいただいたりだとか、北海道にも、できれば引き続き対応を求めていきたいというような答弁もありましたけれども、これは逆算すると、どこかで判断しなければいけない部分が出てくると思うのですが、行政としてぎりぎりまで庁内議論していける期間というのは、大体どのぐらいまでを今、想定されているのですか。

○建設部長

これも、なかなかお示しが難しいところではあるのですが、今、大ざっぱな予定としては、令和5年度中に住民説明会を行って合意を得られれば、6年度に委託を1年間かけて7年度に工事を着手したいということで考えております。

こういった最短のことで考えますと、間に合うということで今考えておりますけれども、住民説明会を行った段階で、果たして同意を得られるのかというのがまず一つのネックになります。また、例えば委託を来年にかけた場合、工事の地滑りとかを解析したときに、果たして単年度の工事の内容だけで済むのかどうかということも実はございます。

こういった少し不確定な要素がたくさんございますので、なかなか令和7年度中にできるともお約束もできませんし、いずれにしても、こういった順番を経て、なるべく早く対策を講じたりして、先ほど申しましたとおり、7年度に事業期間は間に合わないということになりましたら、やはり道や国にも改めて要望は出していきたいと思っております。

○松岩委員

1点だけ、住民の同意というのは、かなり大事になってくるというお話があったのですが、今、感覚としては、同意というのは割とスムーズに得られそうな形なのか、それとも、少し難航が予想されるのか、感覚的なものが分かればお聞かせいただきたいです。

○建設部長

実は、確かにおっしゃるとおり、住民の同意というのが非常にネックになってきます。この緊急自然災害防止対

策事業債を使うに当たりましては、やはり土地所有者の土地を一度、市の土地にして整備をしなければならないということになります。

ですので、今、我々が考えているのは、既存の土地を市に寄附できるかどうか、なかなか難しい面もございますので、ここが一つネックになってくるのかと思っております。

○松岩委員

その辺りは、本当にこれからの話になっていくということなので、一番はやはりお金がかからずに安全に工事ができればいいなというところなのですけれども、しっかりと建設部、災害対策室で動かれているというところなので、経緯をしっかりと見守っていきたいと思います。

最後に、関連してなのですけれども、市内の人工崖がほかにもいろいろとあると思います。入船の崩落の件もありましたし、それ以外にも市内で様々な方から、この傾斜地は大丈夫なのだろうかというような御心配をいただくこともあるのですけれども、その辺りの数だとか危険性の把握というのは、市で行われているのかを最後に伺って終わりたいと思います。

○(建設)佐々木主幹

市内の人工崖の数なのですけれども、崖の角度が30度以上で高さが5メートル以上になりますが、人工崖、自然崖には分けてはおりませんが北海道で調査をしております、市内には431か所ございます。

この区域なのですけれども、全てではありませんが、毎年、雪解け後にパトロールを行いまして、現状の確認をしているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎小樽市シニアスマホ教室について

まず、シニアスマホ教室についてお伺いいたします。

本年6月から開始された新事業のシニアスマホ教室について、8月末までに6回実施されたとのことで、参加者アンケートでは、満足度が高くリピーターもいらっしゃる伺いました。1講義につき8人の定員というのは、講師の方から見ると多い少ないなど、どう感じていらっしゃるか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

今の御質問の講師にとってという部分でございますけれども、座学だけではなくて実際の操作方法などを分からない方に個別で教えるという部分がございます、そういう部分で定員8名というのは、ちょうどいい人数ではないかと考えてございます。

○白川委員

これまでに定員があふれることはあったでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

先ほど委員からも6月からこの事業を開始したということでお話しいただきましたけれども、先週までで7回、スマホ教室を開催してございます。1回当たりのスマホ教室で4こまの授業をやっていますので、28こまの講義があったところでございますけれども、そのうち9こまが定員を超えたという状況でございます。

○白川委員

定員があふれた場合の対処方法についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

定員を超えた場合につきましては、抽せんということになってございます。実際は、お申込み定員を超えた場合、お申込みいただいた方それぞれに無作為で乱数を振り当てまして、その数字が大きい順番から上位8名を当選ということで扱わせていただいています。

○白川委員

次に、1講義に講師の方は何名ついていらっしゃるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

講師は2名、来ていただいております。

○白川委員

その講師の方は、どのような方なのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

現在、委託している事業者ですけれども、市内及び小樽市近郊で携帯電話のショップを経営している事業者をお願いしているところです。

実際に来ていただいている講師の方は、ふだん、各お店の窓口でスマートフォンの操作を教えたりとか、事業者でスマートフォン教室やっているとすけれども、その講師をされている方というふうに聞いてございます。

○白川委員

プロの方が教えているということで理解いたしました。

今後、講師の方を増員する予定というのはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

講師を増やす余地があるかということでございますけれども、こちらにつきましては、参加者数の推移ですとか、参加された方の御意見などを参考にしながら、講師の人数など、今後の事業展開を検討していくことになるかと思えます。

○白川委員

高齢者がスマートフォンの操作をできるようになるのは、社会感覚を養うのに非常にいい取組であるというふうと考えておまして、この取組をもっと広げていくべきと考えているのですけれども、1回の講座に参加者を増やす余地というのはあるものなのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

定員の関係でございますけれども、こちらについては講師の人数との兼ね合いになるかと思えますけれども、丁寧な個別対応を行えるのは、講師1名に対しまして参加者が4名から5名ぐらいがいいところではないかというのは事業者から伺っております。そういうことを考えますと、現状の講師2名ということですが、増やしても10名ぐらいがいいところなのかというふうに考えてございます。

○白川委員

それと、現在、月2回のペースで行っていると思うのですけれども、この回数を増やす余地というのはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

この事業につきましては、まず年間20回で、6月から始めましたので月2回平均ということで計画した事業でございますけれども、降雪期になりますと御自宅の雪かきですとか、雪が降って交通障害などが懸念されるので、通いやすい夏場とか秋口がいいというお声は伺っています。そういうことで、まず夏や秋に回数を増やす調整自体は

考えてございます。

年間の回数を増やせないのかという考え方もあるかと思うのですが、そちらにつきましても、先ほど御質問を頂戴いたしましたけれども、講師の数や定員も含めて、参加者数の推移や御意見などを参考にしながら、今後、検討させていただくことになるかと思えます。

○白川委員

次に、周知の方法についてなのですが、広報おたるのほかにホームページでも予定は周知していると思うのですが、市内全エリアで回覧板周知をする予定などはあつたりするのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

これまでのスマホ教室につきましては、いなきたコミュニティセンターと塩谷サービスセンターと銭函市民センターの3か所でやらせていただいていますけれども、まず、塩谷地区と銭函地区で開催する際には、それぞれの連合町会にお願いして、回覧板周知をさせていただいたところがございます。

あと、そのほかの会場で行う場合につきましても、地域の町内会の回覧板を活用させていただくことは十分できるかというふうに考えてございます。

○白川委員

では、そのほかの会場という部分について、現段階で何か予定が決まっていたら、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

先ほど申し上げました3か所のほかに、現時点で少し考えているのは、11月に幸会館、あとウイングベイ小樽、具体的に言うと済生会ビレッジの場所を使わせていただこうというふうに考えてございます。

○白川委員

御高齢の方に優しいまちづくりの一環として、すばらしい取組であると考えておりますし、ここにスマートフォン操作にたけている学生とか若い層の方が加わることで、学生の方が教える力とか伝える力を養う機会となればもっといい事業となるのではないかというふうに考えるのですが、そういった部分の展開の御予定というのはあつたりするのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大島主幹

今、委員から御質問ありました学生が講師になるという部分につきましては、学生の教えるスキルの向上ですとか、教えてもらう受講者の方にとっても、年齢的にはお孫さんに近いかどうか分からないのですが、そういう意味では、親しみを持って教えてもらえるという利点はあるかと思えます。

現状は、スマホ教室の実績がある事業者をお願いするつくりになってございますので、実際、私も講義を何回か見には行っているのですが、テキストがしっかり用意されて、教えるのもやはりプロだというふうには感じているところでございます。

この事業は、今年度から開始したものでございまして、来年度すぐにといいことにはならないかと思えますけれども、今後の事業の展開を考える際には、今、委員がおっしゃるような部分の可能性も含めて、関係部署と連携しながら検討していくことになるかと思えます。

○白川委員

プロの方に教えていただいて、そこでしっかり実績をつくった上で今後の展開を考えていくのがベストな方法かというふうに私も思いますので、市民満足度を上げるためにも、今後の事業拡大に向けた取組をよろしくお願いたします。

◎小樽市地域子供会育成連絡協議会について

続いて、小樽市地域子供会育成連絡協議会についてお伺いたします。

いわゆる子連協について、代表質問でも伺っていたいただいた答弁を基に何点かお伺いしようと思っております。

本市の子ども会の数についての質問に対して、子ども会という名称以外にも町内会の青少年育成部などの名称で児童を対象とした活動を行っているところがあると伺いました。そして、現在、本市では三十数団体の組織が存在していると把握しておりますとの御答弁をいただいております。

これは、各町内会の子ども会も青少年育成部も子連協に加入できる団体という認識でいいのでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

小樽市地域子供会育成連絡協議会、子連協と言いますが、活動目的等に賛同し、組織的に合致する組織団体であれば加入することはできます。

○白川委員

続いて、子連協の加入団体数について、今年度は14団体というふうに御答弁いただいたのですが、加入団体数の減少傾向の理由に脱会が原因とございました。町内会での子ども会や青少年育成部が活動しているにもかかわらず、脱会に至ってしまうというケースは実際にあったりするのでしょうか。また、ある場合、どういう理由が挙げられるのか、お聞かせください。

○(生活環境) 青少年課長

子ども会があるにもかかわらず子連協を脱会するケースはございます。近年の脱会理由としては、コロナ禍で子連協の活動が自粛となったことが大きいと考えております。

○白川委員

仮に一度脱会した組織が再び加入することは、これまでにあったのでしょうか。また、できる、できないも含めてお聞かせいただければと思います。

○(生活環境) 青少年課長

過去に脱会して再加入した子ども会はございました。現在でも、再加入は可能となっております。

○白川委員

子連協の加入の有無で、町内会における子ども会や青少年育成部の活動内容について、何か大きく変わったりするものがあつたりするのか、お聞かせください。

○(生活環境) 青少年課長

各町内会独自の行事に加え、子連協に加入することで参加することができる行事があります。

○白川委員

子連協独自の活動があつて町内会のほかにも参加というか、活動できる機会があるということで認識いたしました。

続いて、子連協の加入団体数確保に向けて、どのような活動を行ってきたか伺ったところ、子連協からは、少なくともここ数年、そのような活動は行っていませんという御答弁をいただきましたが、ここ数年前では、そういった加入団体数確保に向けての活動はあったのでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

以前、子連協が実施していた加入団体確保のための活動ですが、ライオンズクラブ等の会合に参加する際などに、活動内容の周知や加入促進についての説明を行っていたと聞いております。

○白川委員

続いて、全国子ども会連合会や北海道子ども会育成連合会との連携はあるのかとの質問に対して、子連協は、以前は北海道子ども会育成連合会と後志地区地域子ども会育成連絡協議会に加入しておりましたが、いずれも令和2年3月31日で脱会しておりますとの御答弁をいただいております。

まず、入会した経緯をお聞きしたいのと、あと脱会に至るまでの経緯と、脱会を決定した要因についてお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

昭和48年度には、北海道地域子ども会育成連絡協議会に加入していることを確認しておりますが、そこに入会した経緯についての詳細は把握しておりません。

また、北海道子ども会育成連合会と後志地区地域子ども会育成連絡協議会を脱退した理由につきましては、子連協の加入団体が減少し、それぞれの団体への加入負担金の確保が難しくなったことが大きな要因と考えております。

○白川委員

脱会に至る原因が、負担金の部分が大きかったというふうに理解いたしました。

そうすると、今後は、北海道子ども会育成連合会や後志地区地域子ども会育成連絡協議会との連携を保つための活動というか、再加入を含めた予定はないという認識でいいのでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

子連協の加入団体数が減少傾向にあり、収支も改善している状況にないことから、現状では再加入は難しいものと思っております。

○白川委員

現状について理解いたしました。

次の質問なのですが、現状の市内での連携という部分について少し確認したかったのですが、各町内会での子ども会、そして青少年育成部の活動内容が子連協を通じて分かるような情報の共有などは、どのように行われているのでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

まず、子連協に加入している子ども会の活動などについての情報共有は、定期的で開催している子連協の役員会で行われております。ですが、青少年育成部の活動については、子連協を通じての情報共有などはできていない状況にあると思います。

○白川委員

青少年育成部は共有されていないという部分について、もう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 青少年課長

町内会の青少年育成部は、そもそも子連協には加盟していない団体ですので、子連協に加盟していると、町内会の青少年育成部は何々子ども会という名前になって子連協に加入しておりますので、子連協を通じて情報共有を図られると思いますけれども、青少年育成部という団体で活動している場合には、どこにも属していない町内会だけの単独の団体なので、情報の共有は図られないものと思われまます。

○白川委員

今後の部分についてなのですが、今後の加入団体を増やすなどの部分で、市から子連協に対して連携の方向に向かって協議していくという認識でいいのでしょうか。その確認をお願いいたします。

○(生活環境) 青少年課長

本答弁で、今後、子連協と協議してまいりたいということでお答えしておりますけれども、今後の協議に関しましては、子連協の加入団体数の減少や指導者の成り手不足や高齢化という課題などにより、子連協自体の活動範囲も縮小を余儀なくされている状況にあることから、子連協と今後の運営や組織の在り方について話し合いをしていく必要があると思っております。

○白川委員

いろいろ課題はあると思うのですが、発展に向けて協議を進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○新井田委員

◎上下水道の災害対策、耐震化について

一般質問させていただいた上下水道の災害対策、耐震化についてお伺いいたします。

今後の耐震化を進める上で、上水道では小樽市水道耐震化計画、下水道では年内をめどに計画を策定中とありましたが、まず、これらは第2次小樽市上下水道ビジョンの先にある計画として、更新や耐震化などの災害に対して考慮した位置づけでよろしいでしょうか。

○(水道)水道事業課長

上水道につきましては、第2次上下水道ビジョンの下位計画に水道耐震化計画が位置づけられておりますので、老朽した施設の改築工事に併せ、工事を実施してまいります。

○(水道)下水道事業課長

下水道については、耐震化計画を策定中であり、現在は老朽化施設の改築更新に併せ工事を実施しておりますが、策定後は、計画に基づき工事を実施していきたいと考えております。

○新井田委員

上下水道関連施設の耐震化の状況につきましては、令和4年度末現在で申し上げますと、上水道は耐震化計画で定められている耐震化が必要な50施設のうち9施設の建築構造物で耐震性能を有しております。また、下水道は処理場における16施設のうち3施設の建築構造物で耐震性能を有しております。中継ポンプ場は11施設のうち5施設の建築構造物で耐震性能を有しておりますとの御答弁をいただいております。

この耐震性能を有している各施設をお示しください。

○(水道)水道事業課長

上水道におきましては、50施設のうち耐震性能を有する施設といたしましては、天神送水ポンプ所、於古送水ポンプ所、中区配水池、清風ヶ丘配水槽、桜第1高区配水池、赤岩配水池、蘭島配水池、最上ポンプ所、桜第2高区ポンプ所の以上、9施設となります。

○(水道)下水道事業課長

下水道におきましては、まず三つの処理場があり、用途別に16施設に分かれております。そのうち耐震性能を有する施設は、中央下水終末処理場の本館沈砂池棟、同じく中央下水終末処理場の汚泥処理棟の第3期増設部分、銭函下水終末処理場の本館沈砂池棟の3施設となります。

次に、11施設あるポンプ場のうち耐震性能を有する施設は、朝里第1汚水中継ポンプ場、船浜汚水中継ポンプ場、高島汚水中継ポンプ場、塩谷第2汚水中継ポンプ場、張碓第2汚水中継ポンプ場の5施設となります。

○新井田委員

各施設や管路における老朽化や耐震化を進めているかと思えます。上下水ともに重要なインフラであり、欠かせないものであります。

小樽市内の上下水道管路の耐震化についての御答弁で、令和4年度末現在で申し上げますと、上水道は、小樽市水道耐震化計画で定めている耐震化対象延長約174キロメートルのうち約53キロメートルの耐震化工事が終了しており、管路の耐震化率は約30%。また、下水道は、総延長約580キロメートルのうち約63キロメートルの耐震化工事を終了しており、耐震化率は約11%となりますとの御答弁がありました。

厚生労働省によると、令和3年度末時点における水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管のうち、耐震性のある管路の割合が41.2%、浄水施設の耐震化率が39.2%、配水池の耐震化率が62.3%となっており、依然として低い状況にあります。引き続き、水道事業者等に対して技術的、財政的支援を行い、耐震化率等の向上を図りますとあり、また、国土交通省のホームページに、平成29年度末ですけれども、下水処理施設と重要な幹線などの耐震化率があり、下水処理施設で36%、重要な幹線等で50%の耐震化率となっております。

本市の上下水道、各施設や管路における耐震化の進捗状況としては、現状を鑑みてどのようにお考えか見解をお聞かせください。

○(水道)水道事業課長

上水道につきましては、令和3年度末現在、当市の基幹管路の耐震化率は約30%となっております。施設の耐震化率につきましては、先ほど施設を御紹介させていただきましたが、率でいきますと18%となっており、決して高い数値とは言えません。

これは、老朽化した管路の改築に併せ耐震化工事を実施していることが要因であると考えられます。今後も、工事箇所を選定や計画等の見直しを適宜行い、引き続き、耐震化率の向上を図るものでございます。

○(水道)下水道事業課長

下水道に関しまして、委員がおっしゃいました全国の進捗率の値は重要な幹線の値であり、小樽市の場合は、全ての管路を対象としているため単純に比較することはできませんが、令和4年度末現在の耐震化率は、管路で11%であり、処理場、ポンプ所に関しての耐震化率は出せないのですけれども、8施設の耐震化であることから非常に低いということは認識しております。

今後、老朽化し更新を必要とする管や施設が増大することから、限られた財源の中で適切に耐震化を図るため、劣化等による緊急性を要する更新事業以外は、重要な管路を中心に、また、施設の耐震化を中心に工事を進め、耐震化の向上を図りたいと考えております。

○新井田委員

なかなか財政面の部分もあるので、限られた中でいろいろ精査して進めておられるかと思えます。

厚生労働省によると、水道事業者等に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化率などの向上を図りますとありますが、具体的にどのようなものがあり、本市で活用されておりますでしょうか。

また、下水道においては、国土交通省からの下水道事業者などに対する技術的財政的支援というのはありますでしょうか。あればお示しください。

○(水道)水道事業課長

上水道につきましては、技術的な支援は特に受けてはおりませんが、耐震化事業に該当する工事の財源補助といったしまして、厚生労働省が所管する生活基盤施設耐震化等交付金事業によりまして、交付金の交付を受けております。

○(水道)下水道事業課長

下水道についても技術的支援は受けておりませんが、財政的な支援としまして、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金の中の防災・安全交付金を用い実施する地震対策事業などを受けております。

○新井田委員

上下水道管路の耐震化の基準につきましては、国の指針に基づき、一定規模の大きな地震や土砂災害などが発生した際、従来抜けやすい構造であった管の接合部を離脱しない構造に更新いたしておりますと御答弁がりましたが、浄水場施設、終末下水処理場、中継ポンプ場、管路と耐震化対策としては具体的にどのような工事がなされるのでしょうか。また、上下水道とも同じような工事の方法になるのでしょうか、お示しください。

○(水道)水道事業課長

上下水道ともに共通の御答弁にはなりますが、まず管路における耐震化工事でございますが、老朽化した抜け出しやすい継ぎ手構造を持つ管路を、地震時にも抜き出ししない継ぎ手の構造の管路に布設替えることで耐震化を行うこととなります。

続きまして、施設におきましては、耐震補強のための実施設計を行った上で、強度不足が指摘された柱やはりにおける鉄筋コンクリートの打ち増し、鉄骨での補強や窓や扉など開口部の縮小などを行う工事を行い、耐震化工事

を行うものでございます。

○新井田委員

そういった埋まっている管路など、施設もそうなのですが、工事するとなると想像には簡単にいかないなということを感じます。時間もコストも労力もかかるということかと思いますが、また、その各施設もやはり長い年月、小樽市内の上下水道を稼働させてきており、維持管理も大変かと察します。そこに、更新や耐震化に向けて進めなければならないのですから、大変な労力とコストを講じなければならないのだなと感じます。

常日頃の災害における意識が大事であり、本市においても意識して取り組まれているかと思えます。災害時には何が起こるか分からないからこそ、備えあれば憂いなし。雨に関しても、先日の大雨による災害のケースも、この温暖化の影響なのか、本市においても大雨災害に見舞われるリスクが増えてくる可能性も否定できません。浸水被害の多発による住民の安全や経済活動にも大きな支障と損失を受けてしまうことも考えられます。本市では、汚水と雨水を別々の管で流す分流式となっておりますので、雨水への災害対策も今後検討するべき必要があると考えられます。今後、温暖化による気候の変動など、予期しないことも起こり得る可能性もあります。先日の豪雨の件もでございます。様々課題があるかと存じますが、着実に進めていただけますようお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも中村誠吾副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと、深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。